

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	新	旧
1	要求水準書<市営住宅整備業務、用地活用業務>添付資料13	2	1	-	-	-	-	梁下寸法	梁下有効高さ（床～梁下仕上面）は、居室部分は2,100mm以上、それ以外の部分は1,900mm以上を確保すること。ただし、居室部分について、入居者の動線、居室空間に支障がない場合、梁下寸法1,900mm以上とすることを認める。	梁下有効高さ（床～梁下仕上面）は、居室部分は2,100mm以上、それ以外の部分は1,900mm以上を確保すること。
2	要求水準書<市営住宅整備業務、用地活用業務>添付資料13	8	1	-	-	-	-	ごみ置き場	削除	壁面には器具備品等を収納する棚を設置する。
3	要求水準書<市営住宅整備業務、用地活用業務>	8	2	4	(1)	-	-	立地条件	現用途地域では、2階以下かつ床面積500㎡以下の店舗・飲食店等しか建設できないが、建築基準法第48条ただし書き許可による用途規制の緩和を行うことも可能とする。ただし、建築基準法48条ただし書き許可を検討する場合には事前に建築住宅課に確認すること。	現用途地域では、2階以下かつ床面積500㎡以下の店舗・飲食店等しか建設できないが、建築基準法第48条ただし書き許可による用途規制の緩和を行うことも可能とする。
4	様式集	69	-	-	-	-	-	様式5-16	様式5-16として「その他の優れた提案」の様式を追加。	—
5	事業者選定基準	9	5	別表	-	-	-	性能評価の審査項目及び配点	様式5-16	—
6	事業契約書別紙	8	別紙4	-	-	-	-	全体配置図	対象範囲の修正	—